

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	総務部	総務文書課	H25.4.1	平成25年度包括外部 監査委託	15,527,085	長崎市江里町21-13 公認会計士 小森 泰邦	包括外部監査契約については、地方自治法により、あらかじめ監査委員の意見を聴き、議会の議決を経て県が決定した相手方と締結しなければならず、競争入札による選定は想定されていない。また、連続して3回まで同一の者と契約できるようになっており、前年度の監査人と継続して契約を行うことで県の組織や業務に精通し、より効果的な監査を期待できることから、前年度の監査人との随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
2	総務部	学事振興室	H25.4.1	生徒指導特別支援員 配置事業	2,266,000	長崎市東山手町1番50号 学校法人 活水学院 理事長 山口 義人	県下の私立高等学校に対して事業実施の意向調査を行い、有ると回答した私立高等学校設置者と契約を行うものであり、性質・目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項第2号
3	総務部	学事振興室	H25.4.1	生徒指導特別支援員 配置事業	7,709,000	長崎市愛宕町1-37-1 学校法人 玉木学園 理事長 横山 哲夫	県下の私立高等学校に対して事業実施の意向調査を行い、有ると回答した私立高等学校設置者と契約を行うものであり、性質・目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項第2号
4	総務部	学事振興室	H25.4.1	生徒指導特別支援員 配置事業	4,565,000	長崎市伊良林2-13-4 学校法人 瓊浦学園 理事長 栗山 幸生	県下の私立高等学校に対して事業実施の意向調査を行い、有ると回答した私立高等学校設置者と契約を行うものであり、性質・目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項第2号
5	総務部	学事振興室	H25.4.1	生徒指導特別支援員 配置事業	2,414,000	長崎市網場町536 学校法人 長崎総合科学大学 理事長 立石 暁	県下の私立高等学校に対して事業実施の意向調査を行い、有ると回答した私立高等学校設置者と契約を行うものであり、性質・目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項第2号
6	総務部	学事振興室	H25.4.1	生徒指導特別支援員 配置事業	2,473,000	佐世保市松山町495 学校法人 聖和女子学院 理事長 白濱 信	県下の私立高等学校に対して事業実施の意向調査を行い、有ると回答した私立高等学校設置者と契約を行うものであり、性質・目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	総務部	学事振興室	H25.4.1	生徒指導特別支援員 配置事業	4,756,000	佐世保市母ヶ浦町888-1 学校法人 佐世保実業学園 理事長 後藤 雅章	県下の私立高等学校に対して事業実施の意向調査を行い、有ると回答した私立高等学校設置者と契約を行うものであり、性質・目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項第2号
8	総務部	学事振興室	H25.4.1	生徒指導特別支援員 配置事業	4,723,000	島原市船泊町3415 学校法人 有明学園 理事長 古瀬 正昭	県下の私立高等学校に対して事業実施の意向調査を行い、有ると回答した私立高等学校設置者と契約を行うものであり、性質・目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項第2号
9	総務部	学事振興室	H25.4.1	生徒指導特別支援員 配置事業	7,368,000	諫早市貝津町621 学校法人 奥田学園 理事長 奥田 修史	県下の私立高等学校に対して事業実施の意向調査を行い、有ると回答した私立高等学校設置者と契約を行うものであり、性質・目的が競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項第2号
10	総務部	広報課	H25.4.1	情報番組「平成な がさき太鼓判」の放 送業務	6,000,000	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	より多くの県民に見てもらい、県内の周遊性を高めることが目的であり、制作局(NCC)以外の全ての局と契約を締結する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
11	総務部	広報課	H25.4.1	情報番組「平成な がさき太鼓判」の放 送業務	6,000,000	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 小林 敬三	より多くの県民に見てもらい、県内の周遊性を高めることが目的であり、制作局(NCC)以外の全ての局と契約を締結する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
12	総務部	広報課	H25.4.1	情報番組「平成な がさき太鼓判」の放 送業務	4,320,000	長崎市金屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 柿川 照穂	より多くの県民に見てもらい、県内の周遊性を高めることが目的であり、制作局(NCC)以外の全ての局と契約を締結する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
13	総務部	広報課	H25.5.1	県民だより仕分け・ 配達業務(長崎市 分)	5,598,862	長崎市欽刈町1613番地82 赤帽長崎県軽自動車運送協 同組合 代表理事 藤丘 力	「県民だより」は、市町の広報誌と合わせて、自治会を經由して各世帯に配布している。 自治会の負担を軽減するため、県と市の広報誌を同時に届けることが望ましいこと、また、県と市の広報誌は同じ部数と同じ箇所に配布することから、市が選定した配送業者と契約を締結することが、最も効率かつ経済的であるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	総務部	広報課	H25.4.16	県民だより仕分け・ 配達業務(佐世保 市分)	2,741,760	佐世保市大塔町1956-13 赤龍 たつみ運送 代表者 西川 修一	「県民だより」は、市町の広報誌と合わせて、自治会 を經由して各世帯に配布している。 自治会の負担を軽減するため、県と市の広報誌を 同時に届けることが望ましいこと、また、県と市の広 報誌は同じ部数を同じ箇所に配布することから、市 が選定した配送業者と契約を締結することが、最も 効率的かつ経済的であるため。	第167条の2 第1項 第2号
15	総務部	広報課	H25.4.9	県民だより仕分け・ 配達業務(諫早市 分)	2,037,888	諫早市新道町948 公益社団法人 諫早市シル バー人材センター 理事長 勢野 雄一	「県民だより」は、市町の広報誌と合わせて、自治会 を經由して各世帯に配布している。 自治会の負担を軽減するため、県と市の広報誌を 同時に届けることが望ましいこと、また、県と市の広 報誌は同じ部数を同じ箇所に配布することから、市 が選定した配送業者と契約を締結することが、最も 効率的かつ経済的であるため。	第167条の2 第1項 第2号
16	総務部	広報課	H25.4.1	県政番組「ミッション NAGASAKI」の放 送	7,056,000	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	より多くの県民に見てもらい、県政に対する理解と 参加を促進することが目的であり、制作局(KTN) 以外の全ての局と契約を締結する必要があるた め。	第167条の2 第1項 第2号
17	総務部	広報課	H25.4.1	県政番組「ミッション NAGASAKI」の放 送	7,056,000	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 小林 敬三	より多くの県民に見てもらい、県政に対する理解と 参加を促進することが目的であり、制作局(KTN) 以外の全ての局と契約を締結する必要があるた め。	第167条の2 第1項 第2号
18	総務部	広報課	H25.4.1	県政番組「ミッション NAGASAKI」の放 送	7,056,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	より多くの県民に見てもらい、県政に対する理解と 参加を促進することが目的であり、制作局(KTN) 以外の全ての局と契約を締結する必要があるた め。	第167条の2 第1項 第2号
19	総務部	広報課	H25.4.1	新聞広告(県からのお 知らせ)掲載業務単価 契約	1回につき 180,000 (消費税別)	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	定期的な新聞広告は、より多くの県民にお知らせす ることが目的であり、購読シェアの高さとカバーして いる地区を考慮して、新聞社2者と随意契約を締結 するため。	第167条の2 第1項 第2号
20	総務部	広報課	H25.4.1	新聞広告(県からのお 知らせ)掲載業務単価 契約	1回につき81,625 (消費税別)	長崎市馬町24番 株式会社 西日本新聞広告社 長崎 代表取締役 安本 武俊	定期的な新聞広告は、より多くの県民にお知らせす ることが目的であり、購読シェアの高さとカバーして いる地区を考慮して、新聞社2者と随意契約を締結 するため。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	総務部	広報課	H25.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 2,458	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	新聞広告は県民へ幅広く周知することが目的であるため、県内主要5紙と契約を行う必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
22	総務部	広報課	H25.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 1,954	長崎市馬町24 株式会社 西日本新聞広告社 長崎 代表取締役 安本 武俊	新聞広告は県民へ幅広く周知することが目的であるため、県内主要5紙と契約を行う必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
23	総務部	広報課	H25.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 1,856	長崎市万才町8-22 株式会社 朝日広告社 長崎支社長 横尾 和広	新聞広告は県民へ幅広く周知することが目的であるため、県内主要5紙と契約を行う必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
24	総務部	広報課	H25.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 1,856	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長崎支社長 城戸 雅弘	新聞広告は県民へ幅広く周知することが目的であるため、県内主要5紙と契約を行う必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
25	総務部	広報課	H25.4.1	新聞広告(県民のひろば)掲載業務単価契約	1cm1段 1,739	長崎市築町1-7 株式会社 長崎毎日広告社 代表取締役 湯地 秀哉	新聞広告は県民へ幅広く周知することが目的であるため、県内主要5紙と契約を行う必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
26	総務部	広報課	H25.4.1	県政ラジオ番組「Saturday Chat Box」の制作および放送業務委託	4,725,000	長崎市栄町5-5 株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長 川添 一巳	比較的若年層への発信に適したFM局で音楽などをまじえて県政をわかりやすく紹介している。県内でAM、FMは、それぞれ一者であり、それぞれの特性や、聴取者層を考慮して番組を構成していることから、それぞれと契約を締結する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
27	総務部	広報課	H25.4.1	NBCラジオ「県庁タイムス」制作・放送業務委託	2,268,000	長崎市中町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県民に県政情報を広く知らせるのに適したAM局のNBCラジオで、県からのお知らせを放送している。県内でAM、FMは、それぞれ一者であり、それぞれの特性や、聴取者層を考慮して番組を構成していることから、それぞれと契約を締結する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	総務部	広報課	H25.4.1	平成25年度 県政 テレビ番組等字幕 及び手話挿入業務	2,992,500	長崎市橋口町10-22 長崎県聴覚障害者情報セン ター 所長 本村 順子	業務内容に対応できる業者が長崎県聴覚障害者情 報センターだけであり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
29	総務部	広報課	H25.4.1	平成25年度広報誌 点字・音訳版製作 業務	5,891,080	長崎市橋口町10-22 社団法人 長崎県視覚障害者 協会 会長 野口 豊	業務内容に対応できる業者が長崎県視覚障害者協 会だけであり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
30	総務部	広報課	H25.4.1	県政情報番組(タイ アップ)の制作及び 放送業務	3,500,000	長崎市上町1-35 長崎放送 株式会社 代表取締役社長 上田 良樹	県内民放4局がもつ情報生番組内に県のコーナ ーを設けて、県の取組やイベントの情報を発信してい る。それぞれの局の特色を活かし、より多くの県民 に見てもらうことで、県政に対する理解と参加を促 進することが目的であり、4局全てと契約を締結す る必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
31	総務部	広報課	H25.4.1	県政情報番組(タイ アップ)の制作及び 放送業務	3,500,000	長崎市出島町11-1 株式会社長崎国際テレビ 代表取締役社長 小林 敬三	県内民放4局がもつ情報生番組内に県のコーナ ーを設けて、県の取組やイベントの情報を発信してい る。それぞれの局の特色を活かし、より多くの県民 に見てもらうことで、県政に対する理解と参加を促 進することが目的であり、4局全てと契約を締結す る必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
32	総務部	広報課	H25.4.1	県政情報番組(タイ アップ)の制作及び 放送業務	3,500,000	長崎市金屋町1-7 株式会社テレビ長崎 代表取締役社長 柿川 照穂	県内民放4局がもつ情報生番組内に県のコーナ ーを設けて、県の取組やイベントの情報を発信してい る。それぞれの局の特色を活かし、より多くの県民 に見てもらうことで、県政に対する理解と参加を促 進することが目的であり、4局全てと契約を締結す る必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
33	総務部	広報課	H25.4.1	県政情報番組(タイ アップ)の制作及び 放送業務	3,500,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	県内民放4局がもつ情報生番組内に県のコーナ ーを設けて、県の取組やイベントの情報を発信してい る。それぞれの局の特色を活かし、より多くの県民 に見てもらうことで、県政に対する理解と参加を促 進することが目的であり、4局全てと契約を締結す る必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	総務部	広報課	H25.4.1	ホームページシステム開発サポート業務委託	1,837,500	長崎市大黒町11-13 (有)ランカードコム 取締役 峰松 浩樹	新しいホームページについては基本的な機能まで開発終了している。今後アクセス解析や緊急情報入力システムなどの機能を追加するには、すでに開発した機能をベースに整合性を図っていく必要があるため、基本的な機能を開発した業者に相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
35	総務部	広報課	H25.5.30	公式ウェブサイト用電力供給設備整備業務	2,089,500	長崎市出島町11-13 西日本電信電話(株)長崎支店 支店長 黒木 幸一	本業務は、西日本電信電話(株)長崎支店が所有する建物内のセキュリティエリアに設置されたサーバへの電力供給設備の整備であるため、受託先は配置場所の決定及び配電工事ができる同社のみで特定される。	第167条の2 第1項 第2号
36	総務部	広報課	H25.9.27	「長崎がんばらんば国体・大会」開催1年前のPR広告掲載業務	1,400,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	平成26年10月12日から本県で開催される両大会は、概ね47年に1度しか開催されないビッグイベントであり、一般県民にも幅広く参加してもらう必要がある。その広報手段として、ちょうど1年前に迫った両大会に対する県民の開催機運を盛り上げる必要があるが、そのためには、県内最大の部数(約18万1千部、占有率42.9%:H25.4 ABC調査)を発行する長崎新聞への記事広告掲載が最も効果的である。	第167条の2 第1項 第2号
37	総務部	広報課	H26.3.26	長崎県公式ウェブサイト用システム及びサーバ等運用保守業務委託	6,609,600	長崎市大黒町11-13 (有)ランカードコム 取締役 峰松 浩樹	県の公式ウェブサイトは、災害など緊急時の情報発信の重要な手段として位置づけられており、運用においては、一時の停滞も許されず、障害発生時には迅速な復旧が求められている。 このことから、当該業務を行ううえでは、より高いリスクマネジメントが必要とされる。 従って、サーバ等の運用・保守に継続的に携わるとともに、ウェブサイトリニューアル時のシステム開発、その後の改良を実施して、機器のネットワーク設定やシステムプログラム等を熟知した同社に特定される。	第167条の2 第1項 第2号
38	総務部	広報課	H26.3.26	長崎県ウェブサイト用サーバ等ハウジング業務委託	1,801,440	長崎市出島町11-13 西日本電信電話(株)長崎支店 支店長 小林 茂樹	県ホームページ用サーバを24時間体制で円滑に運用するためには、機器をハウジングする必要がある。また、業務継続計画の観点から、耐震性や電力供給能力等に優れた同社に特定される。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	総務部	広報課	H26.3.27	「ながさきにこり」デザイン等業務委託	6,588,000	長崎市中町2番2号 (有) イーズワークス 代表取締役 糸屋 悦子	グラフ誌「ながさき にこり」を読者に定着させるためには、一定期間(概ね3年間)はコンセプトを変更しないことが広報効果を高めるものと判断し、平成24年度に一般競争入札(総合評価方式)で選定した業者と随意契約を締結する。	第167条の2 第1項 第2号
40	総務部	県庁舎建設課	H25.7.1	長崎県庁舎建設に係るワークプレイス設計業務	50,734,320	東京都渋谷区笹塚1-50-1笹塚NAビル ジョンソンコントロールズ株式会社 代表取締役 マーク・カトラー	ワークプレイス設計は、的確なニーズの把握を行い、それらの結果をレイアウト設計に具現化できる者を選定する必要があるが、専門的な技術力や企画力を持った業者を選定するためには、発注段階で具体的な仕様を示すことが適当ではなく、幅広い提案を受けることにより、本業務に最もふさわしい業者を選定することが可能となることから、公募型プロポーザル方式とし、選定された業者と随意契約を行なったもの。	第167条の2 第1項第2号
41	総務部	県庁舎建設課	H25.8.26	新県庁舎建設に伴う下水道設計委託業務	1,522,500	長崎市矢上町39-23-101 大日本コンサルタント株式会社 長崎営業所 所長 島田 伸一郎	新県庁舎整備に伴う下水道施設整備工事(既設市下水道施設(本管)から新県庁舎整備計画地までの下水道管敷設工事)の設計業務委託の契約案件である。 本件の契約相手は、長崎市発注の長崎駅西側地区の下水道施設整備工事の設計業務の受託者でもあり、市の発注業務では、既に、本件近接地の現地踏査や既設埋設管の調査に着手済みである。 本件業務に係る見積徴取を3者に行ったところ、3者のうち本件の契約相手先は、市受託業務で既に近接地で類似調査を実施していることもあり、本件業務の一部を集約して効率的に実施できることから経費の大幅な削減が図られること、また、長崎市からも類似業務を受託しており、本件業務の実施においても円滑かつ適切な実施が見込まれること、以上の理由から随意契約を行ったものである。	第167条の2 第1項第6号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
42	総務部	新行政推進室	H26.2.3	平成26年度長崎県 職員研修業務委託	55,383,499	東京都中央区京橋3丁目9-5 株式会社行政マネジメント研究所 代表取締役 本多 鉄男	職員研修については、その内容の質を高め、本県の人材育成の意図や意識改革の取組を確実に反映するには、一定の継続性が必要である。ただし、継続にあたっては、無条件に行うものではなく、毎年、満足できる研修を行ったかどうかを検証した上で、その適否を判断する必要がある。平成25年度職員研修業務委託については、平成24年度に実施した総合評価一般競争入札で決定した業者に委託したが、研修受講者の受講後アンケート結果も担当職員による講師評価も、継続可能と判断できるレベルに十分に達するものであった。また、研修運営上も問題がないなど、委託業務を適正に執行していることから、この者を平成26年度職員研修の委託業者として最適と判断し、1者随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
43	総務部	職員厚生課	H25.4.1	職員の健康診断に関する契約	(単価契約) 20円~6,600円	諫早市多良見町化屋986番地3 公益財団法人 長崎県健康事業団 理事長 蒔本 恭	職員の健康診断については、労働安全衛生法第66条により実施が義務付けられており、毎年1回、全職員を対象に実施している。平成24年度においては、38日間にわたり、本土地区44箇所、離島地区9箇所、合計53箇所を実施したが、25年度も24年度と同様の規模で実施する必要がある。実施方法については、職員が医療機関に出向いて実施する方法では、医療機関までの往復時間が必要となり業務に支障を来す恐れがあることから、職員の拘束時間がより短く済む巡回健診車による方法が、最も効率的で最良の方法であると思料される。公益財団法人 長崎県健康事業団は、巡回健診車を有し、本庁及び離島を含めた県内全地区の地方機関で巡回健診を行うことができる県内唯一の健診機関であることから、随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号



平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	総務部	職員厚生課	H25.4.1	平成25年度職員元 気回復事業業務委託	17,000,000	長崎市江戸町2-13 (一財)長崎県職員互助会 代表理事 池松 誠二	地方公務員法第42条により、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画を樹立し、これを実施しなければならないこととなっている。 これに基づき、県は、球技大会、レクリエーション等の元気回復事業を実施することとしている。 (一財)長崎県職員互助会は、職員の互助共済制度に関する条例に基づき、職員の相互共済福利増進を目的に設置された団体であり、独自の事業を実施している。 本事業を実施するうえで、(一財)長崎県職員互助会が実施している事業と一体的に実施することにより効率的な運営が可能であり、委託料については、人件費などの間接経費が不要であるため、職員の福利厚生を目的とする事業の直接経費のみとなり、他者より著しく有利な価格で契約できる。 したがって、契約の相手方は(一財)長崎県職員互助会に限定され、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
45	総務部	職員厚生課	H25.5.22	平成25年度振動工具 取扱業務従事者健康 診断業務委託	1,532,470	西彼杵郡長与町三根郷54-151 ビッグアイランド株式会社 代 表取締役 青柳 昌子	労働安全衛生法第66条により、県は特殊業務に従事する者(振動工具取扱業務従事者)の健康診断が義務付けられているが、振動工具取扱業務従事者健康診断を実施できる機関は県内に当社一社であることから、随意契約を行ったものである。	第167条の2 第1項 第2号
46	総務部	職員厚生課	H25.7.16	職員の乳・子宮がん 検診に関する契約	(単価契約) 6,510円~12,320 円	長崎市茂里町3-27 長崎県産婦人科医会 会長 牟田郁夫	乳・子宮がん検診の受診率を向上させるためには、県内各地区の病院で個別受診ができるような体制をとることが必要である。 そのためには、個別に各地域の病院と契約を行うより、県内65の産婦人科病院で組織する長崎県産婦人科医会と、一括して契約した方が事務が簡素化され病院の負担も軽減されることから、随意契約を行ったものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	総務部	管財課	H25.4.1	長崎県公舎等管理委託業務	7,743,750	長崎市恵美須町7番12号 ㈱トラスティ建物管理 代表取締役 中本幸人	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年9月から長崎地区公舎の管理業務委託は従来の住宅供給公社との一者随意契約から、一般競争入札に移行したところである。</li> <li>主な業務である修繕業務は、入居者が入れ替わる人事異動時期(3月～4月)にどうしても集中するとともに、実際に入退居が集中する3月末から4月当初には緊急に修繕を要するケースも多いことから、旧年度から新年度にかけて継続して対応することが必要であり、業務を円滑に行うためには、年度当初に新規業者と契約を締結するのではなく、繁忙期を過ぎた時期に契約を結ぶ必要がある。</li> <li>このため、平成25年度以降は7月から翌年の6月までの契約期間にて契約を行う予定であり、このことに伴い、年度初めから6月までの期間において、前年度受託業者との随意契約によることとしたもの。</li> </ul>	第167条の2 第1項 第2号
48	総務部	管財課	H25.4.1	県庁舎保安警備業務委託	4,665,150	大村市原口町1148番地6 ㈱中央総合警備保障 代表取締役 堀内 敏也	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度より外部委託を行なっている県庁本館、第1～3別館、新別館における警備業務委託について、これまでは一般競争入札による4月から3月末までの単年度契約としていた。</li> <li>現在の契約期間では、年度当初である4月に請負業者が替わることとなり、前年度請負業者との引継ぎは実施しているものの、警備対象施設の把握や巡回・駐車場の整理などの運用について、不慣れな部分による混乱が一部生じていた。</li> <li>今回、年度替り時期の円滑な警備業務のため、契約開始時期を4月から7月に移行するとともに、7月から平成28年度末までの債務負担による複数年契約への準備を進めており、年度初めから6月までの期間において、前年度受託業者との随意契約によることとしたもの。</li> </ul>	第167条の2 第1項 第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
49	総務部	管財課	H25.4.1	県有物件建物共済	5,103,734	東京都千代田区平河町2丁目 6番3号 財団法人都道府県会館 災害共済部 理事長 山田啓二	県有建物については、地方自治法第263条の2第1項の規定により、全国的な公益法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して火災等の災害による財産の損害に対する相互救済事業を行うことができることとなっている。本県においても低額な保険料で相互救済できる仕組みであることから、他の都道府県と同様に、議会の議決(昭和27年3月)を経て、相互救済事業を行う公益的法人として設立された(財)都道府県会館災害共済部へ保険加入するものである。	第167条の2 第1項 第7号
50	総務部	管財課	H25.8.6	平成25年度漁船保険加入	12,720,304	長崎市中町5番11号 長崎県漁船保険組合 組合長理事 竹内 榮	県が所有する船舶の保険については、漁船損害等補償法による漁船保険のほか、民間の損害保険に加入することも可能ではあるが、漁業経営の安定に資することを目的に運営されている漁船保険が保険料に国庫負担がされていることもあり、民間の船舶保険と比べ著しく価格優位性があるため。また、漁船保険組合の定款上、行政区域(長崎県)を越えての加入はできないことになっているため、長崎県漁船保険組合と随意契約するもの。	第167条の2第1 項第7号
51	総務部	税務課	H25.4.1	県税総合情報管理システム維持サポート事業委託	15,130,500	福岡市博多区博多駅東2-5-1 TIS西日本株式会社 代表取締役 武宮 央彦	県税総合情報管理システムの稼働については、業務の性質上、一時の停滞も許されず、平時の運用及び障害時の復旧作業等もあり、その運用には同システムに熟知したサポート要員(SE)が必要不可欠である。そのため、そのSEを擁し、県税システムの開発時から本業務に携わっている同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号
52	総務部	税務課	H25.4.1	軽油流通情報管理システム運用業務委託	3,500,700	東京都千代田区一番町25 財団法人地方自治情報センター 理事長 戸田 夏生	同システムは、総務省指導により全都道府県を対象に地方自治情報センターが運用しており、その性質、目的が競争入札に適さないため	第167条の2 第1項第2号
53	総務部	税務課	H25.4.1	たばこ流通情報管理システム運用業務委託	1,556,520	東京都千代田区一番町25 財団法人地方自治情報センター 理事長 戸田 夏生	同システムは、総務省指導により全都道府県を対象に地方自治情報センターが運用しており、その性質、目的が競争入札に適さないため	第167条の2 第1項第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
54	総務部	税務課	H25.4.1	自動車税及び自動車 取得税に係る申告書 並びに報告書とりまと め業務委託	10,080,000	長崎市中里町1576-6 一般社団法人 長崎県自動車 協会 会長 馬場 政廣	当協会は、運輸支局とも標板交付、重量税業務等 の委託契約をしており、自動車登録事務の流れに 乗っていること、また委託事務は申告書等の精査、 税額計算など専門的な知識と適正確実な事務処理 が要求されているものであり、他と競争できず相手 方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
55	総務部	税務課	H25.4.1	自動車税及び自動車 取得税に係る申告書 並びに報告書とりまと め業務委託	4,338,600	佐世保市沖新町5-1 一般社団法人 佐世保自動車 協会 会長 川添 忠彦	当協会は、運輸支局とも標板交付、重量税業務等 の委託契約をしており、自動車登録事務の流れに 乗っていること、また委託事務は申告書等の精査、 税額計算など専門的な知識と適正確実な事務処理 が要求されているものであり、他と競争できず相手 方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
56	総務部	税務課	H25.4.1	県税領収済通知書電 算データ変換業務委 託	(単価契約) OCR処理 1件 12円 ハンチ処理 1件 17円	長崎市銅座町1-11 株式会社 十八銀行 代表執行役頭取 宮脇雅俊  佐世保市島瀬町10-12 株式会社 親和銀行 取締役頭取 小幡 修	この委託業務は、公金取扱銀行しか行えないため、 他と競争ができず相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
57	総務部	税務課	H25.4.1	自動車税分配情報作 成業務委託	(単価契約) 分配情報 1件 10.5円 県外移転情報 1件 2円	東京都千代田区一番町25 財団法人地方自治情報セン ター 理事長 戸田 夏生	同システムは、総務省指導により全都道府県を対 象に地方自治情報センターが運用しており、その性 質、目的が競争入札に適さないため	第167条の2 第1項第2号
58	総務部	税務課	H25.9.27	県税総合システム運 用保守業務委託	48,300,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社長崎支店 支店長 佐藤 誠治	今年度は同システムの運用開始初年度であり、トラ ブル発生リスクが高く、一般県民を対象としたシ ステムであるため、一時の稼働停止や障害対応の 遅れは許されない。的確かつ迅速な対応が必要な ため、システム及び本県の業務の運用を熟知した 開発業者である同社に特定される。	特例政令 第10条第1項

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	総務部	税務課	H25.11.22	県税総合システム収納管理延滞金計算改修委託	17,784,900	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社長崎支店 支店長 佐藤 誠治	本システムは、H25年8月に運用開始したもので、安定稼働へ向けての対応を行っている段階にある。今回の改修は、システムが安定していない中で実施する必要があり、本システム及び本県の業務の運用を熟知した開発業者である同社に相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
60	総務部	税務課	H26.1.29	県税総合システム機能追加業務委託	9,499,350	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社長崎支店 支店長 佐藤 誠治	県税総合システムについては、新システムが昨年8月に稼働し、運用を行ってきたところであるが、システム開発時に想定できなかった不具合や、更なるシステムの改善が必要となった。適正な賦課徴収の維持のため早急な対応が求められることから、迅速かつ的確な対応が可能である本システムの開発及び運用保守業務を委託している同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号
61	総務部	情報政策課	H25.4.1	行政情報サービス「JAMP」利用料	5,103,000	東京都中央区銀座5-15-8 株式会社 時事通信社 代表取締役社長 西澤 豊	県では、業務上、国や他自治体の動きをいち早く把握し、迅速に対応する必要がある。そのためには、新聞未掲載情報や官公庁内部の情報を案の段階から入手し、情報収集に努めなければならない。「JAMP」では、「官庁速報」をはじめとする各コーナーで中央省庁の重要法案、調査報告書等、専門的な行政情報ならびにオリジナル記事を電子配信により提供している。よって、行政専門の記者を配置し、官公庁内部の情報を迅速に掲載する(株)時事通信社の「JAMP」が不可欠であり、他と競合ができず相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
62	総務部	情報政策課	H25.4.1	電子申請システム用サーバ等ハウジング業務委託	4,600,260	長崎市出島町11-13 西日本電信電話(株)長崎支店 支店長 黒木 幸一	電子申請システムや公共施設予約システムなど長崎県自治体クラウドサービスを24時間円滑に運用するためには、機器をハウジングする必要があり、また業務継続計画の観点から、耐震性や電源供給能力等に優れた同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号
63	総務部	情報政策課	H25.4.1	電子申請サーバ保守業務委託	3,507,000	長崎市大黒町11-13 有限会社ランカードコム 取締役 峰松 浩樹	本業務は汎用受付システム全般に渡る過去からの障害の状況・サーバの属性等、専門的かつ高度な知識を要するものであることから、当該業務を行える者は、システムの開発に携わった技術者を有し、業務を熟知している同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
64	総務部	情報政策課	H25.4.1	Winny対策用ソフトウェアライセンス契約	3,534,300	長崎市大黒町11-13 有限会社ランカードコム 取締役 峰松 浩樹	Winny対策用ソフトウェアである「One Point Wall」の更新については、規約によりライセンスの更新は同社からしかできないため、契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
65	総務部	情報政策課	H25.4.1	地図配信サービス使用許諾契約	2,520,000	東京都千代田区麹町3番1号 株式会社 昭文社 代表取締役 黒田 茂夫	本サービス(「Mapple API」)を提供している者が同社以外に存在しないため。	第167条の2 第1項第2号
66	総務部	情報政策課	H25.4.1	基幹システム開発サポート業務委託	2,100,000	福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビル TIS西日本株式会社 代表取締役 武宮 央彦	本業務は、基幹システム(財務会計)のダウンサイジングにあたり、開発に係る技術的な面での支援によって、計算系の開発におけるテストの円滑な実施及び画面系の運用時におけるホストコンピュータとの連携処理部分の不具合への早急な対応を行うものである。 現在の各基幹システムは長崎県のホストコンピュータであるACOS4で稼働しており、当該業務は、ACOSのファイル構造、データ構造、システムプログラムの内容を理解していることが前提となる。 このため、ACOS4の専門知識を有し、かつ各基幹システムについて熟知している同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号
67	総務部	情報政策課	H25.4.1	PCサポートセンター業務委託	28,350,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム(株) 代表取締役 平井健司	PCサポートセンターは、県庁のネットワーク及びシステムを安定的に運用していく上で、障害対応やセキュリティ対応など、緊急で複雑多岐にわたる役割を担っており、委託を受ける業者が業務を遂行する体制や能力を有するか事前に十分把握しておく必要がある。そのため、平成22年度に派遣予定SEのスキルチェック等を含めたプロポーザルを実施し、最優秀提案者として選定された同社と平成22年10月から本業務を委託している。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
68	総務部	情報政策課	H25.4.1	ネットワーク機器保守 業務委託	9,240,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム(株) 代表取締役 平井健司	本件は、稼働中の庁内LANを維持するための、メインルータ、レイヤ3スイッチ、フロア・サーバスイッチ等機器保守業務であり、ネットワーク中枢部分を含むため障害発生時は、早急な復旧とサポートが必要となることから、現状の庁舎およびネットワーク構成を熟知し、障害箇所の特定や交換作業をおこなえる実績と特殊な知識が必要である。従って、当該業務を行える者は、平成19年度以降「PCサポートセンター委託業務」等で県庁のネットワーク全般における専門知識を有し、業務を熟知している同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号
69	総務部	情報政策課	H25.4.1	電子計算事務システムの変更、維持管理 及び運用支援業務委託	10,054,800	長崎市恵美須町4番5号 NBC情報システム株式会社 代表取締役 中部 省三	本県で使用している大型電算機と同一の機種を長く使用しており、相手方は、大型電算機運用の専門的知識、開発言語、データの特性など委託業務に必要な専門的知識を有する同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号
70	総務部	情報政策課	H25.4.1	大型電算機周辺装置 等の賃貸借及び保守 契約	3,403,242	長崎市万才町7番1号 NECキャピタルソリューション 株式会社 長崎営業所長 大室 賢二	大型電算機の周辺機器であり、平成21年6月までリース契約、平成21年7月から平成25年3月まで再リース契約をしている機器である。 稼働中の大型電算機で利用可能な周辺機器である。他のメーカーの機器は、機器の構成、使用しているアプリケーションで利用できない。 契約可能な周辺機器は、本契約の機器に限定される。 また、これまで大きな障害等の発生も無く、継続して使用が可能であると判断されること、新たな機器に更新するよりも安価であり、経費削減につながることから、引き続き再リースを行うこととする。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	総務部	情報政策課	H25.4.1	電子計算機端末等の 賃貸借及び保守(大 型電算機用)	2,190,636	長崎市万才町7番1号 NECキャピタルソリューション 株式会社 長崎営業所長 大室 賢二	<p>大型電算機用の専門端末装置等であり、平成25年3月まで再リース契約している機器である。</p> <p>稼働中の大型電算機で利用可能な端末装置等である。他メーカーの機器は、機器の構成、使用しているアプリケーションで利用できない。</p> <p>契約可能な端末装置等は、本契約の機器に限定される。</p> <p>また、これまで大きな障害等の発生も無く、継続して使用が可能であると判断されること、新たな機器に更新するよりも安価であり、経費削減につながることから、引き続き再リースを行うこととする。</p>	第167条の2 第1項第2号
72	総務部	情報政策課	H25.4.1	職員総合(計算系)シ ステム維持管理及び 運用業務委託	17,934,000	福岡市博多区博多駅東2-5 -1 TIS西日本 株式会社 代表取締役 武宮 央彦	<p>職員総合システムは、本県の基幹システムの一つで、職員の給与を計算する大規模で非常に複雑なシステムである。</p> <p>業務の性質上、一時の停滞も許されず、平常時の運用はもちろんな障害時の復旧作業や頻繁に行われる制度改正等に対応するための短期間でのシステム改修、時間外勤務入力など他のシステムとの連携もあり、その維持管理には、当該システムの構成やプログラム全体を熟知している同社に特定される。</p>	第167条の2 第1項第2号
73	総務部	情報政策課	H25.4.1	職員総合(画面系)シ ステム維持管理業務 委託	4,200,000	長崎市恵美須町4番5号 NBC情報システム株式会社 代表取締役 中部 省三	<p>職員総合システムは、本県の基幹システムの一つで、職員の給与を計算する大規模で非常に複雑なシステムである。</p> <p>平成25年2月よりサーバー機に移行したが、本業務は、職員情報等の入力・照会画面およびデータベース等を取り扱っており、業務の性質上、一時の停滞も許されず、ダウンサイジング直後に予想される障害時の復旧作業やシステム改修及び年度当初に係る設定処理など、移行後の安定した維持管理を行うためには、相手方は当該業務を熟知している同社に特定される。</p>	第167条の2 第1項第2号



平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
74	総務部	情報政策課	H25.4.22	休暇システム等情報システムサポート業務委託	単価契約 (5250円/時間)	長崎市千歳町21番6号 株式会社 ドゥアイネット 代表取締役 土井幸喜	<p>本業務は、休暇システム、長崎県庁ポータルサイト・スケジューラー、旅費システム、手当等システム(通勤届、単身赴任届、賃貸に係る住居届及び留守家族住居届に係る部分を除く。)、WEB職員録システム、会議室予約システム、研修・会議受付システム、物品めぐりあいシステム及び公共施設予約システム(以下「休暇システム等」という。)の安定的継続的な維持管理及び改修業務を原則として競争入札に移行するため、システム管理及び運用支援、システムの障害対応、軽微な修正、他の業者が休暇システム等を改修する場合の当該改修業務の支援を県と緊密に連絡を取りながら行うものであり、休暇システム等の構成、内容について精通しており、かつ高い技術力を持っている必要がある。</p> <p>したがって、当該業務について熟知している同社に特定される。</p>	第167条の2 第1項第2号
75	総務部	情報政策課	H25.4.22	人事評価システム等情報システムサポート業務委託	単価契約 (5,250円/時間)	長崎市中園町17-10-401 考える有限会社 代表取締役 三海 隆宏	<p>人事評価システム、意向調査システム及び手当等システム(賃貸に係る住居届に係る部分に限る。以下「人事評価システム等」という。)の安定的継続的な維持管理及び改修業務を原則として競争入札に移行するため、システム管理及び運用支援、システムの障害対応、軽微な修正、他の業者が人事評価システム等を改修する場合の当該改修業務の支援を県と緊密に連絡を取りながら行うものであり、人事評価システム等の構成、内容について精通し、かつ高い技術力を持っている必要がある。</p> <p>したがって、当該業務について熟知している同社に特定される。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
76	総務部	情報政策課	H25.6.28	電子計算機等の賃貸 借及び保守契約	24,427,854	長崎市万才町7番1号 NECキャピタルソリューション 株式会社 長崎営業所長 大室 賢二	平成25年6月までリース契約している大型電算機及び平成25年6月まで再リース契約している大型電算機の周辺機器であり、契約可能な機器等は、本契約の機器等に限定される。 また、これまで大きな障害等の発生もなく、継続して使用が可能であると判断されること、新たな機器等に更新するよりも安価であり、経費削減につながることから、再リースを行うこととする。したがって、契約の相手方は現在の装置を導入している業者に限られる。	第167条の2 第1項第2号
77	総務部	情報政策課	H25.7.1	財務会計システム画面系運用稼働支援業務委託	2,940,000	福岡市博多区博多駅東2丁目5番1号 TIS西日本株式会社 代表取締役 武宮 央彦	本業務は、ダウンサイジングにより、財務会計システムの画面系処理が大型汎用機から切離されることに伴い、連携処理部分に係る技術的な面での支援を行うものである。 現在の財務会計システムは長崎県のホストコンピュータであるACOS4で稼働しており、当該業務は、ACOSのファイル構造、データ構造、システムプログラムの内容を理解していることが前提となる。 このため、ACOS4の専門知識を有し、かつ財務会計システムについて熟知している同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号
78	総務部	情報政策課	H25.7.24	財務会計システム予算管理電子決裁運用稼働支援業務委託	2,100,000	福岡市早良区百道浜2丁目1番1号 株式会社日立ソリューションズ西日本 九州システム事業本部長 福岡 寛	本業務は、ダウンサイジングにより、財務会計システムの画面系処理が大型汎用機から切離され、サーバ本体やOS、各種設定が大幅に変更される際に、電子決裁に関する事前準備及び本番稼働中の電子決裁システムに係る技術的な面での支援を行うものである。 財務会計システムはCurl版電子決裁システムを使用しており、このCurl版電子決裁システムは、極めて専門的で高度なアプリケーションであるため、当該業務を熟知している同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成25年度限度額を超えた随意契約一覧表

部局名:総務部

H26.3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
79	総務部	情報政策課	H25.9.20	職員総合システム 画面系サポート業務 委託	2,772,000	長崎市恵美須町4番5号 NBC情報システム株式会社 代表取締役 中部 省三	職員総合システムは、本県の基幹システムの一つで、職員の給与を計算する大規模で非常に複雑なシステムであり、職員情報等の入力・照会画面およびデータベース等を取り扱うなど、業務の性質上、一時の停滞も許されない維持管理が求められている。 平成25年10月からの委託契約について、総合評価による競争入札へと移行したところ、他の業者が落札し、維持管理業務を担うこととなった。 障害時の復旧作業やシステム改修など維持管理業務を安定的に継続していくためには、従前の受託業者からのOJTによる引き継ぎ(3箇月程度)が不可欠であり同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号
80	総務部	情報政策課	H25.9.27	Curl実行ライセンス使用許諾	10,500,000	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社 代表取締役社長 大澤 善雄	平成16年度より電子県庁各システムは、リッチクライアントWebプログラミング言語であるCurlを利用して開発しているところであり、開発した電子県庁各システムを利用するためには、利用するクライアント数に応じたCurl実行ライセンスが必要である。当該ライセンスを提供できる者は、Curl実行ライセンスを直接販売しているSCSK株式会社以外に存在しないため、他と競争ができず相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
81	総務部	情報政策課	H25.10.30	制度改正に伴う職員 総合システムの改修 委託	7,875,000	福岡市博多区博多駅東2-5-1 TIS西日本 株式会社 代表取締役 武宮 央彦	職員総合システムは、本県の基幹システムの一つで、職員の給与を計算する大規模で非常に複雑なシステムである。 業務の性質上、一時の停滞も許されず、制度改正に対応するための大幅なシステム改修には、当該システムの構成やプログラム全体に精通した同社に特定される。	第167条の2 第1項第2号